

「訪問介護ステーション とき」重要事項説明書

(指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）及び第1号訪問事業 重要事項説明書)

＜令和7年4月1日現在＞

1. 訪問介護が提供するサービスについての相談窓口

電話 (8時30分～17時30分) 097(535) 8166

担当 管理者 武田 安代

サービス提供責任者 安達愛

2. 訪問介護ときの概要

(1)提供できるサービスの地域

名称	訪問介護ステーション とき
所在地	大分市高江中央1丁目1304番1
介護保険指定番号	指定訪問介護（介護予防訪問介護）第1号訪問事業 (4470110000号)
サービスを提供する地域	大分市内 上記以外の地域はご相談ください。

(2)職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		業務全般の管理	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名		サービス提供の管理	2名 (兼務)
訪問介護員	介護福祉士 旧ヘルパー	名	10名 名	訪問介護の提供	10名 (10名兼務)
事務員			2名	事務の管理	2名

(3) ご利用時間

毎日	5時～22時
----	--------

3. サービス内容

① 身体介護

食事介護、入浴介助、排泄介助、清拭、体位交換、脱着介助、整容介助、等

② 生活介助

掃除、洗濯、等

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

事業及び第1号訪問事業計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

② 当事業所での都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合、且つ、事業対象者としても確認されなかった場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当該訪問介護や当該のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力(たたく等)及び精神的暴力(大声を発する、怒鳴る等)並びにセクシャルハラスメント(必要もなく手や腕をさわる等)のハラスメント行為を含む)を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

5. 利用に当たっての留意事項

- ・体調不良等によるサービスの中止・変更の連絡をしてください。
- ・原則利用者宅の鍵はお預かりできません。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等への連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	山本 壮一郎
	連絡先	097-535-8022
ご家族	氏名	
	続柄	
	連絡先	

8. 衛生管理等

- (1) 介護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次にかかげる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9. 非常災害対策

事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

- ① 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
- ② 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- ③ 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年2回避難、救出その他必要な訓練を行う。

10. 秘密義務

事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者個人情報および当該家族の個人情報を用いません。

1 1. 賠償責任

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

1 2. サービス内容に関する苦情

ご利用者相談・苦情窓口担当

担当 管理者 武田 安代

電話 097（535）8166

苦情処理の体制

- ① 相談・苦情が発生したならば、即各事業所相談・苦情担当で構成する相談検討委員会を開催、全て記録をとり、代表者に報告します。
- ② 苦情等の最終責任者は代表者とし、重要案件は役員会で協議します。
- ③ 検討結果を相談・苦情を申し立てた利用者に直接説明し、理解、同意を求めます。
- ④ 相談・苦情の処理結果については詳細に記録、保存し、職員へも情報共有を図り今後の再発防止に役立てていきます。

令和 年 月 日

事業サービスの開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

(事業者)

所在地 大分市高江中央1丁目1304番1

事業社名 株式会社ラヴィング 代表取締役 渡邊 利章

印

事業所名 訪問介護ステーションとき

説明者

印

私は本書面により、事業者から事業サービスについての重要事項説明を受け同意しました。

(利用者)

住所

氏名

印

(身元引受人＝連帯保証人)

住所

氏名

印

続柄

(別紙) 主な利用料金

■介護報酬告示額

厚生労働大臣また大分市長が定める基準によるものであり、介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の 1 割又 2 割又は 3 割を利用者が負担します。

1) 基本料金 (1 単位=10 円)

		単位数		摘要
介護予防訪問介護 相当サービス	週 1 回程度		1,176 単位	1 ヶ月
	週 2 回程度		2,349 単位	1 ヶ月
	週 2 回を超える程度		3,727 単位	1 ヶ月
訪問介護	身体介護中心			
	20 分未満		163 単位	
	20 分以上 30 分未満		244 単位	
	30 分以上 1 時間未満		387 単位	
	1 時間以上		567 単位	
	30 分増すごとに		+82 単位	
	生活援助中心			
	20 分以上 45 分未満		179 単位	
	45 分以上		220 単位	
	身体介護に引き続き生活援助を行う場合			
	25 分増すごとに		+65 単位	
加算	初回加算		200 単位	1 ヶ月 予防も同額
	生活機能向上連携加算		(Ⅰ) 100 単位 (Ⅱ) 200 単位	1 ヶ月 予防も同額
	夜間・早朝加算		所定単位数×25%	
	深夜加算		所定単位数×50%	
	特定事業所加算(Ⅰ)		所定単位数×20%	
	緊急時訪問介護 (1 回)		100 単位	
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		合計単位数×24.5%	予防も同額
減算	同一建物減算		△所定単位数×90%	

■その他の費用

交通費：事業の実施地域（大分市）を越えた場合事業所からの距離

①片道3キロ未満500円

②片道3キロ以上1,000円

■支払方法

当月の利用料金は、翌月15日までに請求いたしますので、27日までにお振り込みください。